

平成 25 年度

第 2 回 山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会

第 2 回会議資料

山陽小野田市総務部人事課

行政委員会の委員報酬に関する調査

行政委員会名	選挙管理委員会
委員の活動状況	定例(臨時)会の開催状況(年間の開催回数、1回当たりの時間等)、 関係団体への訪問〔委員1人当たりの日数、1日当たりの時間等〕、 現地調査の実施状況〔年間の実施回数、1回当たりの時間等〕等
委員共通	① 委員会の開催(24回、1時間以内) ② 直接請求(署名簿受領、訊問、署名簿返却) ③ 住民投票(署名簿受領、署名簿返却) ④ 開票事務立会(午後8時30分から深夜にわたる場合もある。)
委員長の のみ該当 するもの	① 都市選挙管理委員会会議への出席(年1回) ② 選挙長事務(立候補予定者説明会、立候補届受付(午前8時30分から午後5時))
備考	① 公示(告示)の翌日から選挙期日前日までの間、不在者投票管理者(委員長のみ)として、毎日午前8時30分から午後8時まで拘束される。 ② 選挙期日の投票時間中(午前7時から午後8時)拘束される。 ③ 当委員会が管理執行する選挙以外は選挙期日決定までの間、拘束される。特に、総選挙の場合は、それが長期間にわたることがある。

行政委員会委員報酬に関する調査

行政委員会名	監査委員
委員の活動状況	定例(臨時)会の開催状況(年間の開催回数、1回当たりの時間等)、関係団体への訪問〔委員1人当たりの日数、1日当たりの時間等〕、現地調査の実施状況〔年間の実施回数、1回当たりの時間等〕等
委員共通	<p>1日4時間、週2日出務。 この間の活動状況については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査。101の課、室及び施設について、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。現地調査は必要な時に実施。） ・ 議会の監査請求の基づく監査（地方自治法第98条第2項の規定による監査。） 1件 ・ 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査。会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として毎月実施。） ・ 一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項の規定による審査） ・ 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査） ・ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項ほかの規定による審査）
議員のみ該当するもの	
識見者のみ該当するもの	市議会本会議への出席（地方自治法第121条の規定による。議会の審議に必要な説明のために議長から出席を求められる。）
備考	

行政委員会委員報酬に関する調査

行政委員会名	公平委員会
委員の活動状況	定例(臨時)会の開催状況(年間の開催回数、1回当たりの時間等)、関係団体への訪問〔委員1人当たりの日数、1日当たりの時間等〕、現地調査の実施状況〔年間の実施回数、1回当たりの時間等〕等
委員共通	<p>(1) 公平委員会会議出席(定例会毎月1回2時間程度開催)協議等の内容については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公平委員会規則(管理職員等の範囲を定める規則)の改正(地方公務員法第8条第5項の規定による)。 ・ 職員団体から届け出された登録申請書記載事項変更事項の適否(地方公務員法第53条第5項の規定による)。 ・ 不服申立て事務マニュアル(全65条)の策定、検討(地方公務員法第50条の規定による公平審査実施のため)。 ・ 地方公務員法第47条の規定による勤務条件に関する措置要求の審査に関わる事例研究(勤務評定による昇格抑制についての措置要求の審査手続き等)と情勢確認(県人事院勧告、地方公共団体の勤務時間・休暇等に関する調査の結果等)。 <p>(2) 関係団体等の会議の主宰・参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県公平委員会連合会総会・研究会参加(防府市 半日)
委員長のみ該当するもの	公平委員会会議を主宰
備考	

行政委員会委員報酬に関する調査

行政委員会名	農業委員会
委員の活動状況	<p>定例(臨時)会の開催状況(年間の開催回数、1回当たりの時間等)、関係団体への訪問〔委員1人当たりの日数、1日当たりの時間等〕、現地調査の実施状況〔年間の実施回数、1回当たりの時間等〕等</p>
委員共通	<ul style="list-style-type: none"> ○定例総会 <ul style="list-style-type: none"> ・農地法3,4,5条等の申請協議(年12回、1回当り2H) ・転用事実確認に係る現地調査(延117件) ○農政部会 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会等に関する法律6条に係る建議の審議 (年6回、1回当り2H) ・広報誌「農業委員会だより」発行に伴う編集会議 (年6回、1回当り2H) ・同広報誌の取材及び配布等(年2回、1回当り2H) ○農地パトロール <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第30条に係る農地利用状況調査 (年2回、1回当り4H) ○農業者年金加入研修会、推進業務(年4回、1回当り2H) ○委員研修及び各種研修会、研究会(年3回、1回当り2H) ○担当地区における農家相談(延110件) ○農業まつりでの農業よろず相談(委員6名参加)
会長のみ該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県農業会議 <ul style="list-style-type: none"> ・常任会議員会議及び総会(年14回、山口市) ・定例会審議事項現地調査(年2回、県西部) ○全国農業委員会長大会(年2回、東京) ○審議会等出席(山口宇部地域農業推進協議会、市都市計画審議会、市有害鳥獣対策協議会、市担い手支援協議会) ○JA大会、JAまつりへの出席
備考	<p>上記のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性農業委員(3人)は山口県女性農業委員の会大会及び研修会へ参加 ・県外からの視察受入の際、委員交流会へ参加 (視察3回、委員延12人参加)

行政委員会委員報酬に関する調査

行政委員会名	教育委員会
委員の活動状況	<p>定例(臨時)会の開催状況(年間の開催回数、1回当たりの時間等)、関係団体への訪問〔委員1人当たりの日数、1日当たりの時間等〕、現地調査の実施状況〔年間の実施回数、1回当たりの時間等〕等</p>
委員共通	<p>(平成24年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会 12回、臨時会 4回 <ul style="list-style-type: none"> 議案件数 30件 報告件数 16件 1回あたりの会議時間数 112分(定例会) ・ 市内学校訪問 33回 ・ 市民等との意見交換会 2回 ・ 県主催研修会参加 2回 ・ 運動会来賓出席 13校1園 ・ 卒業(園)式来賓出席 7校1園 ・ 開校式(厚陽小・中学校) 1校
委員長のみ該当するもの	<p>定例会・臨時会の議長 16回 市町教育委員会委員長会議 1回</p>
備考	<p>教育委員会は、人格が高潔で、教育、芸術、文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命している。</p> <p>教育委員会会議は合議制で、教育行政に関する基本方針や重要事項を決定している。また、教育委員会は、その権限に属するすべての事務をつかさどる教育長を指揮監督している。</p>

行政委員会の委員の報酬の額

条例で定められた額 ㉑	選挙管理委員会	委員長	月額	40,000円	12月	480,000円
		委員	月額	35,500円	12月	426,000円
	監査委員	議員	月額	39,000円	12月	468,000円
		識見者	月額	180,000円	12月	2,160,000円
	公平委員会	委員長	月額	37,000円	12月	444,000円
		委員	月額	34,000円	12月	408,000円
	農業委員会	会長	月額	44,000円	12月	528,000円
		職務代理者	月額	35,500円	12月	426,000円
		委員	月額	33,000円	12月	396,000円
		委員長	月額	74,000円	12月	888,000円
	教育委員会	委員	月額	64,000円	12月	768,000円
	年額					

現行の減額措置 15%カット ㉒	選挙管理委員会	委員長	月額	34,000円	12月	408,000円
		委員	月額	30,175円	12月	362,100円
	監査委員	議員	月額	33,150円	12月	397,800円
		識見者	月額	153,000円	12月	1,836,000円
	公平委員会	委員長	月額	31,450円	12月	377,400円
		委員	月額	28,900円	12月	346,800円
	農業委員会	会長	月額	37,400円	12月	448,800円
		職務代理者	月額	30,175円	12月	362,100円
		委員	月額	28,050円	12月	336,600円
		委員長	月額	62,900円	12月	754,800円
	教育委員会	委員	月額	54,400円	12月	652,800円
	年額					

削減率

㉑との差額

▲ 72,000円	15%
▲ 63,900円	15%
▲ 70,200円	15%
▲ 324,000円	15%
▲ 66,600円	15%
▲ 61,200円	15%
▲ 79,200円	15%
▲ 63,900円	15%
▲ 59,400円	15%
▲ 133,200円	15%
▲ 115,200円	15%

行政委員会の委員の報酬の額 (案)

案		委員長	25回	月額	年額	削減率
案	選挙管理委員会	委員	25回	15,100円	302,000円	▲ 178,000円
		委員	25回	12,900円	258,000円	▲ 168,000円
		議員	12月	35,100円	421,200円	▲ 46,800円
		識見者	12月	162,000円	1,944,000円	▲ 216,000円
		委員長	12回	15,100円	181,200円	▲ 262,800円
		委員	12回	12,900円	154,800円	▲ 253,200円
		会長	12月	39,600円	475,200円	▲ 52,800円
		職務代理者	12月	31,950円	383,400円	▲ 42,600円
		委員	12月	29,700円	356,400円	▲ 39,600円
		委員長	12月	66,600円	799,200円	▲ 88,800円
	委員	12月	57,600円	691,200円	▲ 76,800円	
参考	選挙管理委員会	委員長	12月	36,000円	432,000円	▲ 48,000円
		委員	12月	31,950円	383,400円	▲ 42,600円
		議員	12月	35,100円	421,200円	▲ 46,800円
		識見者	12月	162,000円	1,944,000円	▲ 216,000円
		委員長	12回	15,100円	181,200円	▲ 262,800円
		委員	12回	12,900円	154,800円	▲ 253,200円
		会長	12月	39,600円	475,200円	▲ 52,800円
		職務代理者	12月	31,950円	383,400円	▲ 42,600円
		委員	12月	29,700円	356,400円	▲ 39,600円
		委員長	12月	66,600円	799,200円	▲ 88,800円
	委員	12月	57,600円	691,200円	▲ 76,800円	

行政委員会【県内13市】

◆選挙管理委員会【委員長】

条例月額

現行月額

▲15%

(案)日額

▲21.35%

(参考)月額

▲10%

※日額での年額は、年25回開催で試算

40,000

34,000

15,100

36,000

順位	市名	条例月額	現行月額	(案)日額	(参考)月額	
1	岩国市	50,000	600,000	4	600,000	4
2	宇部市〈日額〉	16,000	400,000	12	400,000	11
3	下松市	36,000	432,000	10	432,000	9
4	山陽小野田市	40,000	480,000	8	377,500	13
5	下関市	57,000	684,000	1	684,000	1
6	周南市	47,000	564,000	5	564,000	5
7	長門市	36,000	432,000	10	432,000	9
8	萩市	54,000	648,000	2	648,000	2
9	光市	36,100	433,200	9	433,200	8
10	防府市	45,000	540,000	6	540,000	6
11	美祢市	32,000	384,000	13	384,000	12
12	柳井市	44,000	528,000	7	528,000	7
13	山口市	52,800	633,600	3	633,600	3

◆選挙管理委員会【委員】

条例月額

現行月額

▲15%

(案)日額

▲24.29%

(参考)月額

▲10%

※日額での年額は、年25回開催で試算

35,500

30,175

12,900

31,950

順位	市名	条例月額	現行月額	(案)日額	(参考)月額	
1	岩国市	46,000	552,000	2	552,000	2
2	宇部市〈日額〉	13,400	335,000	12	335,000	11
3	下松市	31,000	372,000	10	372,000	9
4	山陽小野田市	35,500	426,000	7	322,500	12
5	下関市	45,000	540,000	3	540,000	3
6	周南市	39,000	468,000	6	468,000	6
7	長門市	28,000	336,000	11	336,000	10
8	萩市	44,000	528,000	4	528,000	4
9	光市	32,300	387,600	9	387,600	8
10	防府市	40,000	480,000	5	480,000	5
11	美祢市	25,000	300,000	13	300,000	13
12	柳井市	35,000	420,000	8	420,000	7
13	山口市	46,600	559,200	1	559,200	1

行政委員会【県内13市】

◆監査委員【議員】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

※週2日×4回/月×12月=96日/年

39,000 順位

33,150 順位

35,100 順位

順位	市名	条例月額	現行月額	(案)月額
1	岩国市	40,000	480,000	480,000
2	宇部市〈日額〉	13,400	1,286,400	1,286,400
3	下松市	34,500	414,000	414,000
4	山陽小野田市	39,000	397,800	421,200
5	下関市	46,000	552,000	552,000
6	周南市	38,000	456,000	456,000
7	長門市	42,000	504,000	504,000
8	萩市	38,000	456,000	456,000
9	光市	36,100	433,200	433,200
10	防府市	41,000	492,000	492,000
11	美祢市	35,000	420,000	420,000
12	柳井市	44,000	528,000	528,000
13	山口市	38,500	462,000	462,000

◆監査委員【識見者】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

※週2日×4回/月×12月=96日/年

180,000 順位

153,000 順位

162,000 順位

周南市：常勤監査
〔識見者〕と非常勤
〔議員〕の2人。

順位	市名	条例月額	現行月額	(案)月額	人数
1	岩国市	100,000	1,200,000	1,200,000	3人
2	宇部市〈日額〉★	13,400	1,286,400	1,286,400	常勤あり 3人
3	下松市	171,000	2,052,000	2,052,000	2人
4	山陽小野田市	180,000	1,836,000	1,944,000	2人
5	下関市★	100,000	1,200,000	1,200,000	常勤あり 4人
6	長門市	150,000	1,800,000	1,800,000	2人
7	萩市	160,000	1,920,000	1,920,000	3人
8	光市	161,500	1,938,000	1,938,000	2人
9	防府市★	90,000	1,080,000	1,080,000	常勤あり 3人
10	美祢市	150,000	1,800,000	1,800,000	2人
11	柳井市	106,000	1,272,000	1,272,000	2人
12	山口市★	160,000	1,920,000	1,920,000	常勤あり 3人

行政委員会【県内13市】

◆公平委員会【委員長】

条例月額

現行月額

▲15%

(案)日額

▲59.18%

※日額での年額は、年12回開催で試算

37,000

31,450

15,100

1	岩国市	46,000	552,000	3	552,000	3	552,000	3
2	宇部市〈日額〉	16,000	192,000	9	192,000	9	192,000	8
3	山陽小野田市	37,000	444,000	6	377,400	6	181,200	9
4	下関市	57,000	684,000	1	684,000	1	684,000	1
5	周南市	47,000	564,000	2	564,000	2	564,000	2
6	萩市	25,000	300,000	7	300,000	7	300,000	6
7	光市	18,800	225,600	8	225,600	8	225,600	7
8	防府市	40,000	480,000	4	480,000	4	480,000	4
9	山口市	38,300	459,600	5	459,600	5	459,600	5

◆公平委員会【委員】

条例月額

現行月額

▲15%

(案)日額

▲62.05%

※日額での年額は、年12回開催で試算

34,000

28,900

12,900

1	岩国市	38,000	456,000	3	456,000	3	456,000	3
2	宇部市〈日額〉	13,400	160,800	9	160,800	9	160,800	8
3	山陽小野田市	34,000	408,000	5	346,800	6	154,800	9
4	下関市	45,000	540,000	1	540,000	1	540,000	1
5	周南市	39,000	468,000	2	468,000	2	468,000	2
6	萩市	22,000	264,000	7	264,000	7	264,000	6
7	光市	16,900	202,800	8	202,800	8	202,800	7
8	防府市	34,000	408,000	5	408,000	5	408,000	5
9	山口市	37,300	447,600	4	447,600	4	447,600	4

行政委員会【県内13市】

◆農業委員会【会長】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

(参考)日額
171.59%

※委員会・会議 年60回程度 このほか現地調査・農家相談

44,000

37,400

39,600

15,100

1	岩国市	46,000	552,000	3	552,000	3	552,000	3	552,000	4
2	宇部市	42,700	512,400	9	512,400	8	512,400	8	512,400	9
3	下松市	40,000	480,000	12	480,000	11	480,000	11	480,000	12
4	山陽小野田市	44,000	528,000	7	448,800	12	475,200	12	906,000	1
5	下関市	45,000	540,000	6	540,000	6	540,000	6	540,000	7
6	周南市	46,000	552,000	3	552,000	3	552,000	3	552,000	4
7	長門市	42,000	504,000	11	504,000	10	504,000	10	504,000	11
8	萩市	48,000	576,000	2	576,000	2	576,000	2	576,000	3
9	光市	42,700	512,400	9	512,400	8	512,400	8	512,400	9
10	防府市	46,000	552,000	3	552,000	3	552,000	3	552,000	4
11	美祢市	35,000	420,000	13	420,000	13	420,000	13	420,000	13
12	柳井市	44,000	528,000	7	528,000	7	528,000	7	528,000	8
13	山口市	51,800	621,600	1	621,600	1	621,600	1	621,600	2

◆農業委員会【委員】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

(参考)日額
117.27%

※委員会・会議 年36回程度 このほか現地調査・農家相談

33,000

28,050

29,700

12,900

1	岩国市	34,000	408,000	1	408,000	1	408,000	1	408,000	2
2	宇部市	31,300	375,600	5	375,600	4	375,600	4	375,600	5
3	下松市	29,000	348,000	9	348,000	8	348,000	9	348,000	9
4	山陽小野田市	33,000	396,000	2	336,600	10	356,400	8	464,400	1
5	下関市	33,000	396,000	2	396,000	2	396,000	2	396,000	3
6	周南市	31,000	372,000	7	372,000	6	372,000	6	372,000	7
7	長門市	28,000	336,000	11	336,000	11	336,000	11	336,000	11
8	萩市	27,000	324,000	12	324,000	12	324,000	12	324,000	12
9	光市	31,300	375,600	5	375,600	4	375,600	4	375,600	5
10	防府市	33,000	396,000	2	396,000	2	396,000	2	396,000	3
11	美祢市	25,000	300,000	13	300,000	13	300,000	13	300,000	13
12	柳井市	31,000	372,000	7	372,000	6	372,000	6	372,000	7
13	山口市	29,000	348,000	9	348,000	8	348,000	9	348,000	9

行政委員会【県内13市】

◆教育委員会【委員長】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

(参考)月額
▲14.97%

※年50日～60日程度の出務。

74,000

62,900

66,600

15,100

市	現行月額	条例月額	現行日数	条例日数	(案)月額	(案)日数	(参考)月額	(参考)日数
1 岩国市	93,000	1,116,000	3	3	1,116,000	3	1,116,000	3
2 宇部市※	16,000	800,000	10	9	800,000	9	800,000	9
3 下松市	73,000	876,000	9	8	876,000	8	876,000	8
4 山陽小野田市	74,000	888,000	7	11	799,200	10	755,000	11
5 下関市	134,000	1,608,000	1	1	1,608,000	1	1,608,000	1
6 周南市	81,000	972,000	5	5	972,000	5	972,000	5
7 長門市	54,000	648,000	12	12	648,000	12	648,000	12
8 萩市	63,000	756,000	11	10	756,000	11	756,000	10
9 光市	73,100	877,200	8	7	877,200	7	877,200	7
10 防府市	88,000	1,056,000	4	4	1,056,000	4	1,056,000	4
11 美祢市	51,000	612,000	13	13	612,000	13	612,000	13
12 柳井市	77,000	924,000	6	6	924,000	6	924,000	6
13 山口市	109,000	1,308,000	2	2	1,308,000	2	1,308,000	2

◆教育委員会【委員】

条例月額

現行月額
▲15%

(案)月額
▲10%

(参考)月額
▲49.6%

※年30日～40日程度の出務。

64,000

54,400

57,600

12,900

市	現行月額	条例月額	現行日数	条例日数	(案)月額	(案)日数	(参考)月額	(参考)日数
1 岩国市	79,000	948,000	3	3	948,000	3	948,000	3
2 宇部市※	13,400	402,000	13	13	402,000	13	402,000	12
3 下松市	62,500	750,000	9	8	750,000	8	750,000	8
4 山陽小野田市	64,000	768,000	7	9	691,200	9	387,000	13
5 下関市	115,000	1,380,000	1	1	1,380,000	1	1,380,000	1
6 周南市	65,000	780,000	6	6	780,000	6	780,000	6
7 長門市	46,000	552,000	11	11	552,000	11	552,000	10
8 萩市	54,000	648,000	10	10	648,000	10	648,000	9
9 光市	63,600	763,200	8	7	763,200	7	763,200	7
10 防府市	75,000	900,000	4	4	900,000	4	900,000	4
11 美祢市	46,000	552,000	11	11	552,000	11	552,000	10
12 柳井市	66,000	792,000	5	5	792,000	5	792,000	5
13 山口市	91,000	1,092,000	2	2	1,092,000	2	1,092,000	2

第2 支払基準

1. 会議出席謝金支払基準

懇談会等行政運営上の会合（以下「会合」という。）への出席に対する会議出席謝金の日額及び時間単価は、原則として別表1の標準単価を適用する。

会合の主催者や影響度等を考慮し、別表1の備考を参考として、依頼する職名ごとに別表1の職名に対応する標準単価の中から適宜単価を選択する。

ただし、職名によらず一律の単価を設定する会合にあつては、別表1の標準単価の中から、適宜（日額と時間単価は区別する）単価を選択する。

【別表1】

(単位：円)

職名別 単価 区分	標準単価					
	会長		委員（会員）・臨時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	20,900	10,400	18,000	9,000	16,300	8,100
②	18,900	9,400	16,300	8,100	14,400	7,200
③	17,000	8,500	14,800	7,400	12,600	6,300
④	15,100	7,500	12,900	6,400	10,700	5,300
⑤	13,300	6,600	11,000	5,500	8,900	4,400
⑥	11,400	5,700	9,100	4,500	7,000	3,500
⑦	9,500	4,700	7,300	3,600	5,100	2,500

(備考)

- (1) 区分①は、中央府省等が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (2) 区分②は、中央府省等が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (3) 区分③は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（大規模）。
- (4) 区分④は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（中規模）、又は地方支分部局が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (5) 区分⑤は、中央府省等が開催する会合で一般的なもの（小規模）、又は地方支分部局が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (6) 区分⑥は、中央府省等が開催する会合で下位とすることが適当としたもの、又は地方支分部局が開催する会合で一般的なもの。
- (7) 区分⑦は、他の区分より下位とすることが適当としたもの。

行政委員の月額報酬「適法」 最高裁が初判断、住民逆転敗訴

選挙管理委員会などの非常勤の行政委員に、勤務日数に関わらず定額の月給を支払うことの是非が争われた訴訟の上告審判決が15日、最高裁であった。第1小法廷（横田尤孝裁判長）は月額制は適法として、支出差し止めを命じた一、二審判決を破棄、住民側請求を退けた。被告の滋賀県側逆転勝訴が確定した。

地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。同小法廷は「同法は日当制以外の報酬制度の要件を定めておらず、議会の裁量に委ねている」との初判断を示した。

そのうえで「行政委員は専門性が求められ、形式的な登庁日数だけでは勤務実態を評価できない」と指摘。平均で月約2日の登庁に約20万円を支払う滋賀県の月額制に、裁量権の逸脱・乱用はないと結論付けた。

5人の裁判官の全員一致。裁判長を務めた横田裁判官は「報酬水準などは住民に十分説明できる内容にすべきだ」との補足意見を付けた。

2009年1月の一審・大津地裁は「月額制は地方自治法の趣旨に反する」として、県側に支出差し止めを命じた。昨年4月の二審・大阪高裁も「月額制は著しく妥当性を欠く」とした。

滋賀県は一、二審の敗訴を受けて、一部の委員について日当制を導入したほか、神奈川県や静岡県、山口県などでも日当制への切り替えが進んでいる。原告の吉原稔弁護士は判決後、記者会見し「経費を節減しようとする流れに逆行する判決で遺憾だが、訴訟を通じて行政を変える一石を投じたことに満足している」と述べた。

別表(第二条、第五条関係)

区分		報酬	費用弁償
教育委員会の委員	委員長	日額 三三、〇〇〇円	七級の職務にある者の旅費相当額
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
選挙管理委員	委員長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
人事委員会の非常勤の委員	委員長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
非常勤の監査委員		日額 二七、〇〇〇円	
公安委員会の委員	委員長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
労働委員会の委員	会長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
収用委員会の委員	会長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 三三、〇〇〇円	六級の職務にある者の旅費相当額(任命権者が特に必要と認める場合は、他の職員の費用弁償との均衡を考慮して当該任命権者が知事と協議して定める額)
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 三三、〇〇〇円	
	その他の委員	日額 二七、〇〇〇円	
附属機関を組織する委員その他の構成員		日額二二、〇〇〇円を超えない範囲内で他の職員の報酬との均衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	一般職の職員の旅費との均衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額
専門委員			
選挙長、選挙分会長及び審査分会長			
選挙立会人及び審査分会立会人			
前各号に掲げる職員以外の職員		一般職の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	

備考 費用弁償の欄中「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務をいうものとする。

◎ 平成 23 年度の特別職報酬等審議会において次のような事務局の発言があります。

『最近市長が申されているのは、国家公務員給与削減法が成立し、国家公務員の給与が 2 年間、平均 7.8% 削減されることになった。これを目標年次にしたいと言われている。その 2 年間において、財政状況が回復すれば、最初は補助金等の市民サービスを回復し、次に職員の給与カットの回復、そして、最後に議員、特別職の報酬等のカットを回復していこうとの考えである。』

各種団体等に対する補助金等の回復という意味合いではなく、行政委員会の委員等の非常勤職員以外の非常勤職員の報酬については、条例では 5,300 円とされていますが、現在、1,000 円に減額されています。この減額措置について、まず最初に回復したいという考えです。

なお、各種団体への補助金交付については平成 20 年に見直しを行い、補助金交付基準を策定し、統一的で明確な基準により、補助金を交付しています。

※ 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

附則 「6 当分の間、第 3 条第 2 項中「5,300 円」とあるのは「1,000 円」とする。」

この度の特別職報酬等審議会および行政委員会委員報酬等審議会の開催により、特別職等の給料等について各審議会において御審議いただいておりますが、上記発言の趣旨から特別職等の給料や報酬の見直しに当たっては、この報酬〔5,300 円→1,000 円〕についても検討する必要があるものと考えております。

つきましては、本来、行政委員会委員報酬等審議会において審議する対象ではありませんが、非常勤職員の行政委員会委員の報酬について御審議いただき、また、この報酬〔5,300 円→1,000 円〕の対象者でもある本審議会委員の皆様の御意見をお聴かせいただきたいと考えておりますので、御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。